

第六十四回国会 農林水産委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(昭和四十五年十一月二十四日)(火曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 草野一郎平君
理事 安倍晋太郎君 理事 小沢 辰男君
理事 飯谷 忠男君 理事 丹羽 兵助君
理事 三ツ林弥太郎君 理事 芳賀 貢君
理事 山田 太郎君 理事 小沢 忠君
理事 赤城 宗徳君 理事 鹿野 彦吉君
理事 龜岡 高夫君 理事 熊谷 義雄君
理事 小山 長規君 理事 佐々木秀世君
理事 齋藤 邦吉君 理事 坂村 吉正君
理事 瀧谷 直藏君 理事 白濱 仁吉君
理事 瀬戸山三男君 理事 田澤 吉郎君
理事 高見 三郎君 理事 中尾 栄一君
理事 中垣 國男君 理事 福永 一臣君
理事 松野 幸泰君 理事 森下 元晴君
理事 渡辺 肇君 理事 角屋堅次郎君
理事 田中 恒利君 理事 千葉 七郎君
理事 中澤 茂一君 理事 長谷部七郎君
理事 松沢 俊昭君 理事 瀨野栄次郎君
理事 鶴岡 洋君 理事 丸山 勇君
理事 合沢 栄君 理事 小宮 武喜君
理事 津川 武一君

昭和四十五年十二月三日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 草野平一郎君

理事 安倍晋太郎君 理事 小沢 辰男君
理事 飯谷 忠男君 理事 丹羽 兵助君
理事 三ツ林弥太郎君 理事 芳賀 貢君
理事 齋藤 実君 理事 小沢 忠君
理事 鹿野 彦吉君 理事 熊谷 義雄君
理事 佐々木秀世君 理事 齋藤 邦吉君

第一類第八号 農林水産委員会議録第一号 昭和四十五年十二月三日

高見 三郎君 中尾 栄一君
中垣 國男君 松野 幸泰君
渡辺 肇君 田中 恒利君
千葉 七郎君 長谷部七郎君
松沢 俊昭君 瀨野栄次郎君
鶴岡 洋君 合沢 栄君
小宮 武喜君 津川 武一君
出席國務大臣 農林大臣 倉石 忠雄君
出席政府委員 農林大臣官房長 太田 康二君
農林省農政局長 中野 和仁君
農林省農地局長 岩本 道夫君
委員外の出席者 農林水産委員会 松任谷健太郎君
調査室長

委員の異動

十一月二十四日

辞任

丸山 勇君 二見 伸明君
山田 太郎君 齋藤 実君

補欠選任

十二月三日

理事山田太郎君十一月二十四日委員辞任につき、その補欠として齋藤実君が理事に当選した。

十一月二十四日

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外六名提出、第六十三回国会衆法第三四号)

国有林野の活用に関する法律案(内閣提出、第六十三回国会衆法第八〇号)

卸売市場法案(内閣提出、第六十三回国会閣法第一〇六号)

十二月二日

農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣提出第二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

連合審査会開会に関する件

国政調査承認要求に関する件

農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣提出第二二号)

〇草野委員長 これより会議を開きます。

理事補欠選任の件についておはかりいたします。

委員の異動に伴い、ただいま理事一名が欠員となっております。つきましては、その補欠選任をいたさなければなりません。これは先例により委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇草野委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長は齋藤実君を理事に指名いたします。

〇草野委員長 国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条により、議長に対し、国政調査の承認を求めることとしたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、その手続につきましても、委員長に御一任したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう取り計らいます。

〇草野委員長 農業取締法の一部を改正する法律案及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案の両案を議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

農業取締法の一部を改正する法律案

農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項を次のように改める。

この法律において「製造業」とは、農産物を製造し、又は加工してこれを販売する事業をいい、「輸入業」とは、農産物を輸入してこれを販売する事業をいう。

第一条に次の二項を加える。

この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

四 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

五 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

六 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

七 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

八 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

九 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

十 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

十一 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

十二 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

十三 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

十四 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

十五 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

十六 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

十七 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

十八 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農産物の販売の事業を営むものをいう。

いい、「防除業者」とは、農薬を使用して行なう病害虫の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の事業を営む者をいう。

5 この法律において「残留性」とは、農薬の使用に伴いその農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が農作物等又は土壌に残留する性質をいう。

第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(目的)

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農産物の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第二条第二項中「左の」を「次の」に、「及び害毒」を「害毒、毒性及び残留性」に改め、同項第三号中「包装及び」を「容器又は包装の種類及び材質並びに」に改め、同項第四号中「適用病害虫」を「適用病害虫の範囲」に、「適用農作物等及び薬効」を「適用農作物等の範囲及び使用目的」に改め、同条第三項中「次条第一項の」を「次条第一項の規定による」に、「且つ、左の」を「かつ、次の」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二条の二第二項の作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壌残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、それぞれ、「作物残留性農薬」、「土壌残留性農薬」又は「水質汚濁性農薬」といふ文字

第二条第五項中「登録」を「第一項の登録」に、「三千円」を「三万円」に、「省令」を「農林省令」に改める。

第三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「申請書に記載する使用方法により」を「前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に

従い」に改め、同項第三号中「使用するとき」の下に、「使用に際し」を加え、「著しい」を削り、同項第七号中「且つ」を「かつ」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「通常の方法及び数量により」を「前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第 号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の四において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の四において同じ。）の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

第三条第一項第三号の次に次の二号を加える。

四 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

五 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

第三条第二項中「前項第四号」を「前項第四号から第七号までの各号の一」に改め、同条第三項中「第一項の」を「第一項の規定による」に、「基き」を

「基づき」に改め、「改良しないときは」の下に、「次条第一項の規定により異議の申出がされている場合を除き」を加える。

第四条第二項中「速かに」を「すみやかに当該農薬を登録し、かつ、」に改め、同条第三項中「前条第一項の指示に基いて」を「前条第一項の規定による指示に基いて」に改める。

第五条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(承継)

第五条の二 第二条第一項の登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその登録に係る農薬の製造業又は輸入業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

2 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造業又は輸入業の全部又は一部の譲渡をしたときは、譲受人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第二条第一項の登録を受けた者の地位を承継した者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、合併及び事業の譲渡の場合にあつては合併又は事業の譲渡の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出て、登録票の書替交付（一の農薬の製造業又は輸入業の一部につき事業の譲渡を受けた者にあつては、登録票の交付）を申請しなければならない。

4 前項の規定により登録票の書替交付又は交付の申請をする者は、二千円をこえない範囲内において農林省令で定める額の手料を納付しなければならない。

第六条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「受けた者は」の下に、「農林省令で定めるところにより」を加え、「且つ、その写」を「かつ、

その写し」に改め、同条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に、「変更を生じた後」を「変更を生じた日から」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「汚損した者は」の下に、「遅滞なく」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 前二項の規定により登録票の書替交付又は再交付の申請をする者については、前条第四項の規定を準用する。

5 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造業又は輸入業を廃止したときは、その廃止の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

6 第二条第一項の登録を受けた法人が解散したときは、合併により解散した場合を除き、その清算人は、その解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

第六条の二の見出しを（申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録）に改め、同条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に、「登録票に記載する」を「その登録に係る」に、「省令」を「農林省令」に、「変更に係る事項についての薬効及び害毒」を「変更後の薬効、害毒、毒性及び残留性」に、「当該登録票の書替交付」を「変更の登録」に改め、同条第二項中「第三条第一項各号の一に該当する」を「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をし、かつ、登録票」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 農林大臣は、前項の検査の結果第三条第一項各号の一に該当する場合は、前項の規定による変更の登録を保留して、申請者に対し、申請書の記載事項を訂正すべきことを指示することができる。

第六条の二に次の一項を加える。

4 第一項の規定により変更の登録の申請をする者については第二条第五項の規定を、前項の規定による指示があつた場合については第三条第三項及び第四条の規定を準用する。

第六条の二の次に次の五条を加える。

(職権による適用病害虫の範囲等の変更の登録及び登録の取消)

第六条の三 農林大臣は、現に登録を受けている農業が、その登録に係る第二項第二項第四号の事項を遵守して使用されたとした場合においてもなおその使用に伴つて第三項第一項第二号から第七号までの各号の一に規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これらの事態の発生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要の範囲内において、当該農業につき、その登録に係る第二項第二項第四号の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

2 農林大臣は、前項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分の手方に対し、その旨及び理由を通知し、かつ、変更の登録の場合にあつては変更後の第二項第二項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定による処分についての異議申立てを受けたときは、その申立てを受けた日から二箇月以内にこれについて決定をしなければならない。

(作物残留性農薬等の指定等に伴う変更の登録)

第六条の四 農林大臣は、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項若しくは第十二条の四第一項の規定により作物残留性農薬、土壌残留性農薬若しくは水質汚濁性農薬の指定があり、又はこれらの指定の解除があつたときは、現に登録を受けている農業で、これらの指定又は指定の解除に伴いこれらの農業に該当し、又は該当しないこととなつたものにつき、遅滞なく、その旨の変更の登録をしなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該農業に係る第二項第一項の登録を受けている者に対し、その旨を通知し、かつ、変更後の第二項第三項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

項を記載した登録票を交付しなければならない。

(登録の失効)

第六条の五 次の各号の一に該当する場合には、第二項第一項の登録は、その効力を失う。

一 登録に係る第二項第二項第二号の事項中に変更を生じたとき。

二 第二項第一項の登録を受けた者が、その登録に係る農業の製造業又は輸入業を廃止した旨を届け出たとき。

三 第二項第一項の登録を受けた法人が解散した場合において、その清算が終了したとき。

(登録票の返納)

第六条の六 次の各号の一に該当する場合には、第二項第一項の登録を受けた者(前条第三号の場合には、清算人)は、遅滞なく、登録票(第三号に該当する場合には、変更前の第二項第二項第四号又は同条第三項第四号の事項を記載した登録票)を農林大臣に返納しなければならない。

一 第二項第一項の登録の有効期間が満了したとき。

二 前条の規定により登録がその効力を失つたとき。

三 第六条の三第一項又は第六条の四第一項の規定により変更の登録がされたとき。

四 第六条の三第一項又は第十四条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

(登録に関する公告)

第六条の七 農林大臣は、第二項第一項の登録をしたとき、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第六条の四第一項の規定により変更の登録をしたとき、第六条の五の規定により登録が失効したとき、又は第十四条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次の事項を公告しなければならない。

一 登録番号

二 農業の種類及び名称

三 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

第七条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「登録票に記載する」を「登録に係る」に改め、同条第五号中「登録票に記載する適用病害虫」を「登録に係る適用病害虫の範囲」に改め、同条第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 第十二条の二第一項の作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壌残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当する農業にあつては、それぞれ、「作物残留性農薬」、「土壌残留性農薬」又は「水質汚濁性農薬」という文字

第八条第三項中「開始後」を「開始の日から」に、「増設後」を「増設の日から」に、「変更を生じた後」を「変更を生じた日から」に改める。

第九条の見出しを「(販売業者についての農業の販売の制限又は禁止等)」に改め、同条中「(分割して販売する場合にあつては、その各々につき同条に規定する各事項の外販売業者の氏名をも表示した農業)」を削り、同条に次の二項を加える。

2 農林大臣は、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第六条の四第一項の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農業の使用に伴つて第三項第一項第二号から第七号までの各号の一に規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林省令をもつて、販売業者に対し、農業につき、第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

3 前項の農林省令をもつて第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければ農業の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合において、販売業者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、その変更後の表示

は、第七条の規定によつて製造業者又は輸入業者がした容器又は包装の表示とみなす。

第十条中「及び譲渡数量」の下に「第十二条の二第一項の作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壌残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当する農業については、その譲渡数量及び譲渡先別譲渡数量」を加え、「且つ」を「かつ」に、「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による処分についての異議申立てがあつた場合には、第六条の三第三項の規定を準用する。

第十二条の二の見出し及び同条第一項中「指定農業」を「水質汚濁性農薬」に改め、同条第一号中「にわたる水田」を削り、同条第二号中「にわたる水田」を削り、「その使用に伴つて発生すると認められる水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがある」を「その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるかといふかである」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

2 都道府県知事は、水質汚濁性農薬に該当する農業につき、当該都道府県の区域内における当該農業の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内に

において、規則をもつて、地域を限り、当該農業の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行なう当該農業の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

第十二条の三を削り、第十二条の二を第十二条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

（農業安全使用基準）

第十二条の五 農林大臣は、農業の安全かつ適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、農業の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農業を使用する者が遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第十二条の六 農林大臣及び都道府県知事は、農業について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他の安全かつ適正な使用の確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

（作物残留性農薬の使用の規制）

第十二条の二 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する農作物等についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、作物残留性農薬として指定する。

2 農林大臣は、前項の規定により作物残留性農薬の指定があつた場合には、遅滞なく、農林省令をもつて、当該作物残留性農薬に該当する農薬についての第七条の規定による容器又は包装

の表示に係る同条第五号の事項の内容を勘案して、当該農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に關しその使用者が遵守すべき基準を定めなければならない。

3 農林大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

4 作物残留性農薬に該当する農薬は、当該作物残留性農薬に係る第二項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、使用してはならない。

（土壌残留性農薬の使用の規制）

第十二条の三 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する土壌についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、土壌残留性農薬として指定する。

2 前項の規定により土壌残留性農薬の指定があつた場合における当該土壌残留性農薬に該当する農薬の使用の規制については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十三条の見出しを「報告及び検査」に改め、

同条第一項中「農林大臣は、」を「農林大臣は、」に、「防除業者に対し」を「防除業者その他の農業使用者に対し、都道府県知事は販売業者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、」業務を「業務若しくは農業の使用に改め、」第十四条の「を削り、」但しを「ただし」に改める。

第十四条に見出しとして「監督処分」を附し、同条第一項中「第二項」を「第二項第一項」に改め、同条第三項中「前二項の処分」を「前二項の規定による処分についての異議申立て」に、「第十二条第二項」を「第六条の第三項」に改める。

第十六条中「第一条第一項若しくは第十二条の第二項」を「第一条の二第二項、第十二条の二第二項」に改める。

一項、第十二条の三第一項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項に、「第一条の二」を「第一条の三」に、「第十二条の二第四項の省令を制定し、若しくは改正しようとするとき」を「第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第九条第二項若しくは第十二条の二第二項（第十二条の三第二項若しくは第十三条の二第二項）の農林省令を制定し、若しくは改正しようとするとき」に改める。

の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第六条の二

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日から水質汚濁防止法の施行の日の前日までの間は、改正後の農業取締法第三條第一項第七号中「水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第七号）第二條第一項」とあるのは、「公共用水域の水質の保全に關する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）第三條第一項」とする。

（経過措置）

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に改正前の農業取締法第二條第二項の規定によつてされた登録の申請で、当該改正規定の施行の際現にこれに対する登録又は登録の拒否の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の農業取締法第二條第一項の登録を受けている農薬について、当該改正規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間にされる再登録の申請については、改正後の農業取締法第二條第二項の規定にかかわらず、当該農薬の毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の提出を省略することができる。

5 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に改正前の農業取締法第六條の二第一項の規定によつてされた登録票の書替交付の申請で、当該改正規定の施行の際現にこれに対する書替交付又は書替交付の拒否の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第六条の二

最近における農業の使用に伴う被害の発生状況等にかんがみ、農薬の品質の適正化とその安全

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第六条の二

最近における農業の使用に伴う被害の発生状況等にかんがみ、農薬の品質の適正化とその安全

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第六条の二

最近における農業の使用に伴う被害の発生状況等にかんがみ、農薬の品質の適正化とその安全

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第六条の二

最近における農業の使用に伴う被害の発生状況等にかんがみ、農薬の品質の適正化とその安全

かつ適正な使用の確保を図るため、農業について登録に係る審査基準を強化し、登録の取消しに關する措置を定める等登録に關する制度を改善するとともに、登録の取消しに係る農業等について販売業者の販売を制限又は禁止し、及び残留性の強い特定の農薬についてその使用を規制することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「農作物等」とは、農作物及び農作物以外の飼料用植物をいう。

3 この法律において「特定有害物質」とは、その物質が農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質(放射性物質を除く)であつて、政令で定めるものをいう。

(農用地土壤汚染対策地域の指定)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の一定の地域で、その地域内にある農用地の土壤及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該

農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定することができる。

2 農林大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、土壤汚染対策審議会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、農林省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、農林大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

(対策地域の区域の変更等)

第四条 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。

(農用地土壤汚染対策計画)

第五条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、当該対策地域について、その区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染を防止し、若しくは除去し、又はその汚染に係る農用地(以下「汚染農用地」という。)の利用の合理化を図るため、遅滞なく、農用地土壤汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を定めなければならない。

2 対策計画においては、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対策地域の区域内にある農用地についてその土壤の特定有害物質による汚染の程度等を勘案して定める利用上の区分及びその区分ごとの当該農用地の利用に關する基本方針

二 対策地域の区域内にある農用地に係る次に掲げる事業で必要なものに関する事項

イ 農用地の土壤の特定有害物質による汚染を防止するためのかんがい排水施設その他の施設の設置、管理又は変更

ロ 農用地の土壤の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業

ハ 汚染農用地の利用の合理化を図るための地目変換その他の事業

三 対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査測定に關する事項

四 その他必要な事項

3 前項第二号に掲げる事項に係る対策計画は、当該事業に係る農用地の土壤の特定有害物質による汚染の程度、当該事業に要する費用、当該事業の効果及び緊要度等を勘案し、第一項に規定する目的を達成するため必要かつ適切と認められるものでなければならない。

4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

5 都道府県知事は、前項の承認の申請をしようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(対策計画の変更)

第六条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更により、又は対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策計画を変更することができる。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更(農林省令で定める軽微な変更を除く)について準用する。

(排水基準設定等のための都道府県知事の措置)

第七条 都道府県知事は、対策地域を指定し、又はその区域を変更した場合において、当該対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の程度、当該対策地域に係る対策計画の内容等を総合的に勘案して、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第 号)第三条第三項若しくは大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第四条第一項の規定により、当該農用地に水が流入する公共用水域に排出される排水に係る排水基準若しくは当該対策地域の全部若しくは一部を含む区域におけるばい煙等の発生施設において発生するばい煙等に係る排出基準を定め、又はこれらの規定により定められた当該排水基準若しくは排出基準を変更するために必要な措置をとるものとする。

(特別地区の指定等)

第八条 都道府県知事は、対策地域の区域内にある農用地のうち、その土壤及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されたと認められる農用地があるときは、当該農用地において作付けをすることが適当でない農作物又は当該農用地に生育する農作物以外の植物で家畜の飼料の用に供することが適当でないもの(以下「指定農作物等」と総称する。)の範囲を定めて、当該農用地の区域を特別地区として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特別地区を指定したときは、遅滞なく、農林省令で定め

るところにより、その旨を公告するとともに、農林大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

(特別地区の区域の変更等)

第九条 都道府県知事は、特別地区の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る特別地区の区域若しくはその区域に係る指定農作物等の範囲を変更し、又は当該特別地区の指定を解除することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による特別地区の区域若しくは指定農作物等の範囲の変更又は特別地区の指定の解除について準用する。

(農作物等の作付け等に関する勸告)

第十条 都道府県知事は、特別地区の区域内にある農用地において当該農用地に係る指定農作物等の作付けをし、若しくはしようとし、又は当該農用地に生育している当該指定農作物等を家畜の飼料の用に供し、若しくは供しようとしてい

る者がある場合には、その者に對し、当該農用地において当該指定農作物等の作付けをしないよう、又は当該農用地に生育している当該指定農作物等を家畜の飼料の用に供しないよう、に勸告することができる。

(農用地の土壤の汚染の防止に関する措置の要請)

第十一条 農林大臣は、農用地の土壤が工場又は事業場から排出される排水、ばい煙等に含まれる特定有害物質により汚染されることを防止するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)その他の法令の規定に基づきその防止のために必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

(農用地の土壤の汚染に関する調査測定等)

第十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に關し、必要に応じて調査測定を実施し、

その結果を公表するものとする。

(土壤汚染対策審議会)

第十三条 農林省に、土壤汚染対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に應じ、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する重要事項に關し、農林大臣に意見を述べることが出来る。

第十四条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び農林省その他の関係行政機関の職員のうちから農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(立入調査等)

第十五条 農林大臣又は都道府県知事は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査測定するため必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、農用地に立ち入り、土壤若しくは農作物等につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壤若しくは農作物等を無償で集取させることができる。

2 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(関係行政機関等の協力)

第十六条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協

力を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料の提供その他の協力を求め、又は農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止に關し意見を述べることが出来る。

(国及び都道府県の援助)

第十七条 国及び都道府県は、対策計画の達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(研究の推進等)

第十八条 国及び都道府県は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去に關する技術並びにその汚染が農作物等に及ぼす影響について研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(罰則)

第十九条 第十五条第一項の規定による調査測定又は集取を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林省設置法の一部改正)

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行

行に關する事務を処理すること。

第三十四条第一項の表中特殊地域農業振興対策審議会の項の次に次のように加える。

土壤汚染対策審議会

農用地の土壤の汚染防止等に關する法律によりその権限に属させた事項を行なうこと。

理由

最近における農用地の土壤の汚染の状況等にかんがみ、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るため、農用地土壤汚染対策地域の指定及び農用地土壤汚染対策計画の樹立の制度等を定めるとともに、農林省に土壤汚染対策審議会を設置して農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止等に関する重要事項を調査審議させる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○倉石国務大臣 農薬取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国においては、多様な気象条件のもとで多くの種類の農作物が集約的に栽培されているため、病害虫等の種類が多く、かつ、それらによる被害も大きいものがあります。

このため、わが国の農業にとりましては、その生産を安定させる上で農薬の使用は欠くことのできないものでありますが、反面、近年において農薬散布中の事故の発生や農作物等への農薬の残留等の問題が生じてまいりました。

このような問題に対処するため、制度的な整備を行なうこととして農薬取締法の一部を改正することとした次第であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、農薬取締法は、農薬の品質の適正化と

その安全かつ適正な使用の確保をはかり、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資することとに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする旨を定めることといたしてあります。

第二は、登録制度についての改正であります。まず、農作物等や土壌の汚染または水質の汚濁が生ずるおそれがある農薬につきましては、登録を保留して品質改良等の指示を行なうことができることといたしてあります。

次に、登録を受けた後に農薬の使用により農作物等や土壌の汚染、水の汚濁等が生ずると認められるに至ったときは、その農薬の使用の方法等を変更する登録をし、または登録を取り消すとともに、要すれば販売業者に対し、その農薬の販売を制限し、または禁止することができるとことといたしてあります。

第三は、農薬の使用を規制することができるとことといたしてあります。

まず、その使用方法等のいかんによつては農作物等または土壌の汚染が生ずるおそれがある農薬を作物残留性農薬または土壌残留性農薬として指定し、これらの農薬は、農林大臣が定める基準に違反して使用してはならないことといたしてあります。

次に、一定の条件のもとでは水産動植物の著しい被害または水質の汚濁が生ずるおそれがある農薬を水質汚濁性農薬として指定し、この農薬の一定地域における使用については、都道府県知事の許可を受けなければならないことといたしてあります。

第四に、農薬の使用に関し、使用者が順守することが望ましい基準を定めることといたしてあります。

以上のほか、所要の規定についての整備を行なうことといたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、産業活動の著しい進展に伴ひまして、水質の汚濁あるいは大気汚染による公害が全国的に大きな社会問題となつておりますが、一方、カドミウム、銅等重金属類による農用地の土壌の汚染も各地で顕在化しております。農用地の土壌の汚染は、そのほとんどが水質の汚濁あるいは大気の汚染を通して土壌が汚染されるという過程を経るものであり、従来から、公共用水域の水質の保全に関する法律、大気汚染防止法等により対処してきたところであります。

しかしながら、重金属類による土壌の汚染は、自然のまま放置すれば土壌に蓄積したままほとんど流失しないという性格を有しますので、工場あるいは事業場からの排水、ばい煙等を規制するのみでは必ずしも十分な対策とはいえず、これらの規制措置と有機的な関連のもとに、汚染された農用地の復旧をはかり、あるいは汚染防止のための事業等を行なうための措置を講ずることが必要であります。

このように見地から、農用地の土壌の汚染の防止及び除去並びに汚染された農用地の利用の合理化をはかるために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物の生育が阻害されることを防止するため、本法案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、政令で指定された特定有害物質によつて人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、もしくは農作物の生育が阻害される地域またはそれらのおそれが著しいと認められる地域を農用地土壌汚染対策地域として指定することができることといたしてあります。

第二に、都道府県知事は、この対策地域について、

て、農用地の土壌の汚染を防止するためのかんがい排水施設の設置、農用地の土壌の汚染を除去するための客土等必要な対策に関する計画を定めることといたしてあります。

第三に、都道府県知事は、対策地域について、必要があると認めるときは、大気汚染防止法または水質汚濁防止法の規定により、一般の基準よりきびしい排水基準等の設定等を行なうために必要な措置をとることといたしてあります。

第四に、都道府県知事は、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されると認められる農用地を特別地区として指定し、その区域内において一定の農作物の作付をしないように規制することができるとことといたしてあります。

第五に、農林大臣は、農用地の土壌が工場または事業場から排出される排水、ばい煙等に含まれる特定有害物質により汚染されることを防止するため特に必要な措置があると認めるときは、関係行政機関の長または関係地方公共団体の長に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができるとことといたしてあります。

以上のほか、都道府県知事は農用地の土壌の汚染状況の調査測定を行なうこととするともに、農林省に土壌汚染対策審議会を設置して農用地の土壌の汚染防止等に関する重要事項を調査審議することとする等所要の規定を設けることといたしてあります。

以上が、本法案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○草野委員長 以上で両案の趣旨の説明を終わりました。

引き続き、両案の補足説明を聴取いたします。

中野農政局長

○中野政府委員 農業取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

は、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容について御説明申し上げます。

第一に、第一条として追加いたしました農業取締法の目的について御説明申し上げます。

農業取締法は、農薬の品質の保全を目的とした取締規定を主たる内容として昭和二十三年に制定され、今日に至つての内容であります。最近における残留農薬対策の重要性にかんがみ、残留性の著しい農薬についての取り締まりの強化等に関する規定を整備することに伴ひ今回本法の目的規定を新設することとし、農業取締法は、農業の安全かつ適正な使用の確保をはかり、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資することとに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする旨を明らかにすることといたしてあります。

第二に、登録審査の強化に関する第二条及び第三条の規定の改正について御説明申し上げます。農薬の登録に際し、その残留性等に関する審査を強化することとし、登録を申請する者は残留性等に関する試験成績を記載した書類を提出しなければならないこととするともに、検査の結果、登録を保留して品質の改良等を指示することができるとことといたして、次の場合を加えることといたしてあります。

その一は、その農薬が申請書に記載された使用方法等に従い使用された場合に、農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染した農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときであります。

その二は、その農薬が申請書に記載された使用方法等に従い使用された場合に、農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときであります。

その三は、その種類の農薬が、申請書に記載された使用方法等に従い一般的に使用された場合に、その使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁された水等の利用が原因と

なつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときであります。

第三に、職権による変更の登録及び登録の取り消しに関する第六条の三の規定について御説明申し上げます。

この規定は、農薬が登録を受けた後に、登録にかかわる使用方法等を順守して使用された場合にもなお人畜に対する被害、農作物等または土壌の汚染、水質の汚濁等が生ずると認められるに至つた場合には、その農薬が引き続き使用されることによる被害等の発生を防止する上で必要な措置を講ずることができるよう新たに設けられたものであります。この規定の運用により、その使用方法等を変更して農薬の安全な使用を確保することにも、使用方法等の変更によつてはその使用に伴う安全を確保し得ない農薬については、その登録を取り消すこととしております。

第四に、登録に関連する手続の整備を行なうこととしております。

まず、その一は、第五条の二の規定を新設し、登録を受けた者について相続、合併、事業の譲渡があつたときには、その地位の承継について規定したことであります。

その二は、第六条の規定を改正し、農薬の製造業の廃止等一定の場合に農林大臣に届け出なければならぬこととしたことであります。

その三は、登録が失効する場合についての第六条の五の規定、登録票を返納しなければならない場合についての第六条の六の規定、及び登録した場合等における公告についての第六条の七の規定を整備することとしたことであります。

第五に、販売業者についての農薬の販売の制限または禁止についての第九条の改正について御説明申し上げます。

この規定は、変更の登録または登録の取り消しの措置を定めることとしたことに対応して新たに追加することとしたものであります。農薬の登録の取り消し等の措置を講じた場合等に、農薬の使用に伴う被害等の発生を防止するため必要な範囲において、販売を制限し、または

禁止することができるといたしております。

第六に、農薬の使用の規制について定めております。第十二条の二、第十二条の三及び第十二条の四の規定について御説明申し上げます。

まず、第十二条の二及び第十二条の三の規定は、農作物等または土壌についての残留性を有する農薬の使用の規制について定めることとしていたしております。その使用方法等を順守しないで使用される場合は、農作物等または土壌の汚染が生じ、その汚染にかかわる農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるような種類の農薬を作物残留性農薬または土壌残留性農薬として指定し、これらの農薬に該当する農薬は、農林大臣が定める基準に違反して使用してはならないこととしております。

また、第十二条の四の規定は、現行の第十二条の二の規定の改正でございまして、相当広範な地域においてまづ使用される場合は、一定の自然的条件のもとでは、水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがあることと定められている現行の要件に加えて、その農薬の使用により水質の汚濁が生じ、その汚濁した水等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあることを加えることとし、この要件に該当する農薬を水質汚濁性農薬として指定し、これについては、都道府県知事が、地域を限つて、その地域におけるその使用についてあらかじめ許可を受けなければならぬ旨を定めることができることとしております。

第七は、農薬安全使用基準の設定に関する第十二条の五の規定でありまして、農薬安全使用基準は、農薬の使用にあつてその使用者が指針とすべき基準を定めるものでありまして、農薬の使用の時期及び方法等について農林大臣が定めて、公表するものとしております。

第八に、第十二条の六の規定は、農林大臣及び都道府県知事による農薬の適正な使用に関する知識の普及、情報の提供、助言、指導その他の援助について定めております。

第九に、報告及び検査に関する第十三条の規定

の改正について御説明申し上げます。

この規定の改正は、農薬の使用の規制を拡大することといたしたことに伴い、その規制を担保することを目的としておりまして、農林大臣及び都道府県知事は、農薬の使用から必要な報告を徴収し、または立ち入り検査を行なうことができることとしております。

第十に、農薬資材審議会に関する第十六条の規定の改正について御説明申し上げます。

現行法におきましても、法施行上重要な事項については、農薬資材審議会の意見を聞かなければならないこととされておりますが、今回の改正により、新たに、変更の登録または登録の取り消し、農薬の販売の制限または禁止及び作物残留性農薬等の指定についても、同様に意見を聞かなければならないこととしております。

最後に、附則の規定について御説明申し上げます。

この法律の施行は、公布の日から三月以内で政令で定める日からいたしておりますが、このうち、登録審査に関する第二条、第三条等の改正規定は、公布の日から施行することとしております。

次に、登録を受けている農薬についてこの法律の公布の日から二年間の間に再登録の申請に關しては、残留性等に關する試験成績を記載した書類の提出を省略することができることとしております。

以上のほか、附則の規定の整備等所要の規定の整備を行なつております。

以上をもちまして農薬取締法の一部を改正する法律案についての補足説明を終わります。

続きまして、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず、第一に、本法案の対象となります土壌汚

染の原因となる有害物質につきましては、第二条第二項に規定してありまして、その物質が農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、または農生物の生育が阻害されるおそれがある物質について政令で定めることとしております。このよう有害物質といたしましては、カドミウム、銅、亜鉛等が考えられますが、当面、カドミウムをまず指定することを予定いたしております。

第二に、農用地土壌汚染対策地域につきましては、第三条及び第四条に規定してありまして、この対策地域の指定の要件は、その地域内にある農用地の土壌及び農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等から見て農用地の土壌の汚染の防止等のため必要な基準等とし、政令で定めることとしております。

第三に、農用地土壌汚染対策計画につきましては、第五条及び第六条に規定してありまして、この対策計画の内容といたしましては、対策地域内にある農用地について汚染の程度等を調査して定める利用上の区分及びその区分ごとの利用に関する基本方針、土壌の汚染防止のためのかんがい排水施設の設置、汚染を除去するための客土、汚染農用地の利用の合理化をはかるための地目交換、土壌の汚染状況の調査測定に関する事項等としております。この対策計画は、当該事業にかかわる農用地の土壌の汚染の程度、当該事業にかかる費用、当該事業の効果及び緊要度等を勘案し、必要かつ適切と認められるものでなければならぬこととし、農林大臣の承認を受けなければならぬこととしております。

第四に、排水基準等の設定等のための都道府県知事の措置についてであります。これは第七条に規定してあります。水質の汚濁あるいは大気汚染の防止のための措置につきましては、国会に別途提案されております水質汚濁防止法案あるいは大気汚染防止法の一部を改正する法律案によりまして都道府県知事が条例で一般の基準よりきびしい特別の排水基準等を設定することができるように

することといたしておりますが、本法案におきましては、一定の場合には都道府県知事は、これらの法律の規定により特別の排水基準等の設定等を行なうため必要な措置をとることといたしております。

第五に、特別地区の指定等につきましては、第八条から第十条までに規定しております。人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されることを防止するため、対策地域のうち特に汚染の著しい特別地区につきまして作付をすることが適当でない農作物等の範囲を定めることとし、都道府県知事は、特別地区内でのそのような農作物等の作付をしている者に対しては、当該農作物等の作付等をしていないよう勧告できることといたしております。

また、第十一条には、農林大臣が関係行政機関の長または地方公共団体の長に対し、他の法令の規定に基づき農用地の土壌の汚染の防止のため必要な措置をとるよう要請することができる旨を規定しており、第十二条には、都道府県知事に農用地の土壌の汚染状況の調査測定を義務づけ、調査体制の強化をはかることといたしております。

さらに、第十三条及び第十四条におきまして、農林省に土壌汚染対策審議会を設置することを規定し、本法案の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農用地の土壌の汚染の防止等につきまして調査審議することといたしております。

以上のほか、農用地の土壌の汚染の調査測定のための農用地への立ち入り調査等につきまして所要の規定を設けております。

以上をもちまして農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案についての補足説明を終わります。

○草野委員長 以上で両案の補足説明は終わりました。

○草野委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

産業公害対策特別委員会に付託を予定されております内閣提出にかかる公害対策基本法の一部を改正する法律案及び細谷治嘉君外七名提出にかかる環境保全基本法案、並びにすでに同委員会に付託されております内閣提出にかかる騒音規制法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、産業公害対策特別委員会に連合審査会の開会を申し入れることとし、また、同委員会からただいま提案理由の説明を聴取いたしました農薬取締法の一部を改正する法律案及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案について、連合審査会開会の申し入れがありましたならば、これを受諾することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、委員長閣下において協議の上、決定いたしますが、明四日午後二時より開会の予定でありますから、御了承ください。

次回は来たる七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

昭和四十五年十二月十日印刷

昭和四十五年十二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局